

道路運送法施行規則改正②（運営協議会関係）

改正：R5.9.22 施行：R5.10.1

ポイント

- 協議の場を運営しやすくするため
- 「運営協議会」を「地域公共交通会議」へ統合

改正前

運営協議会

施行規則第51条の7

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会

地域公共交通会議

施行規則第9条の2

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主催する会議

改正後

- ・ 施行規則第51条の7の運営協議会に関する事項及び9条の2を削除
 - ・ 施行規則第4条において地域公共交通会議を新たに定義づけ
- ⇒改正前の地域公共交通会議及び運営協議会を「地域交通会議」とし、2つの会議体を一本化

※みなし規定：省令附則第2項

この省令の施行の際、現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、第3条の規定による改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなす

今回の改正においては、必ずしも実質的な統合を要するものではなく、**既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能**

●福祉有償運送

1人では公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、NPO法人等がドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

●下野市における福祉有償運送の現状

- ・登録申請は栃木県
- ・新規登録や更新の際には、地域公共交通会議等で協議する必要がある
- ・現在2事業者が登録
「社会福祉法人パステル」「特定非営利活動法人 アグネス会」

●今後の予定

9月市議会定例会において、下野市地域公共交通会議条例を改正し、福祉有償運送運営協議会を地域公共交通会議に統合し、今後は地域公共交通会議において協議を行いたいと考える。

	現行	改正案
協議会	下野市福祉有償運送運営協議会	下野市地域公共交通会議
担当課	社会福祉課	安全安心課
委員	7名	21名＋福祉有償運送事業者1名

下野市福祉有償運送運営協議会委員名簿(R6.9.20任期満了)

番号	区 分	所 属	備 考
1	タクシー事業者の代表者	関東交通株式会社 代表取締役専務	委員
2	タクシー協会の代表者	石橋タクシー株式会社 代表取締役	委員
3	地域住民の代表者	下野市民生委員児童委員協議会	副会長（事務局案）
4	国土交通省関東運輸局栃木運輸支局職員	関東運輸局栃木運輸支局（輸送部門）	委員
5	現に福祉有償運送を行っているNPO等の代表者	社会福祉法人パステル	委員
6	市長が指名する職員	社会福祉課（課長）	会長
7	市長が必要とする職員	栃木県交通政策課	委員